

職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
計画・監視（Planeación y Vigilancia）				
1	COVID-19に関連した新常态（ニューノーマル）に向けた対策を導入し、フォローし、監視するための委員会を設立、あるいは責任者を指定し、同委員会・責任者が以下の活動を行う。	✓	✓	✓
1.1	導入する対策を特定するために事業所の分類を行う。	✓	✓	✓
1.2	一般的な管理戦略が正しく導入されているかを確認する。	✓	✓	✓
1.3	連邦当局の指示を常にフォローし、必要に応じて労働者に新たな対策の導入を通知する。	✓	✓	✓
1.4	COVID-19で重症化しやすい労働者を特定し、必要な保護策を導入する。	✓	✓	✓
1.5	企業、あるいは事業所で全ての対策が正しく導入されているか確認する。	✓	✓	✓
職場環境対策（Medida de Ingeniería）				
事業所の出入口の対策				
2	事業所の入口と出口が別になっている。もしくは間仕切りで分断されている。	✓	✓	✓
3	事業所の入口に除菌マット等がある、または使い捨て靴カバーの用意がある。	✓	✓	✓
4	除菌マット及び代替物は次亜塩素酸ナトリウム濃度0.5%の溶液が用いられている。		✓	✓
5	除菌マットの除菌液の補充は随時行われているか、布が清潔な状態に交換されている。		✓	✓
6	入口にアルコール60%除菌液、あるいは同ジェルが備え付けられている。	✓	✓	✓
7	入口に非接触体温測定センサー等が備えられている。		✓	✓
8	体温37.5℃以上の労働者がいた場合の一時待機場所がある。		✓	✓
共有エリア対策（食堂、更衣室、会議室、待合室、応接室等）				
9	入口に手洗い場があり、石鹸と使い捨てタオルがある。もしくは除菌ジェル等がある。	✓	✓	✓
10	更衣室に立ち位置を示すマーカーが記してある(前後左右に最低1.5メートルを確保)。		✓	✓
11	食堂のテーブルに隣や前の人との仕切りがある、前後左右に最低1.5メートルがある。		✓	✓
12	換気システムが正常に機能しているか、フィルター交換はされている。		✓	✓
13	会議室や待合室などに立ち位置、座り位置などの表示があり、最低1.5メートルの間隔がある。		✓	✓
14	これら共有スペースで自然換気が利用できる。	✓	✓	✓
オフィス・事務エリア対策				
15	2人以上の労働者が密集するような場所では前方と左右に間仕切りがある。	✓	✓	✓
16	働く場所を示す印が床にあり、前後左右に1.5メートルの間隔がある。	✓	✓	✓
17	換気システム（ある場合）が正常に機能している、フィルター交換はされている。		✓	✓
18	労働者は職場でアルコールスプレーあるいは除菌ジェルが使える。	✓	✓	✓
19	可能な場所では自然換気が使えるようになっている。	✓	✓	✓
生産プロセスの対策				
20	前方・左右に洗浄可能な間仕切りがある、それが無理な場合、前後左右に1.5mの間隔がある。	✓	✓	✓
21	仕事場で除菌ジェル等が使える、仕事上それが無理な場合は出入口にジェル等がある。	✓	✓	✓
22	換気システム（ある場合）が正常に機能している、フィルター交換はされている。		✓	✓
23	可能な場所では自然換気が使えるようになっている。	✓	✓	✓
トイレの対策				
24	トイレでは適切な方法で手が洗える（水、石鹸が十分なかたちで使える）。	✓	✓	✓
25	使い捨てペーパータオルが備え付けてある。	✓	✓	✓
26	自然換気が使える。	✓	✓	✓
就業管理対策・組織（Medidas Administrativas u Organizaciones）				
事業所の出入口の対策				
27	職場への出入りに関する衛生プロトコル（入社・退社の際の体温測定を含む）を作っている。退社の際に出口で体温測定ができない場合、仕事場を去る前に体温測定している。	✓	✓	✓
28	来客、サプライヤー、契約業者の出入りに関する衛生管理、健全な距離確保、社内滞在中のマスク着用の義務などの措置が適用されている。	✓	✓	✓
その他全ての職場				
29	健康状態が良くない人、高齢者、妊婦、授乳期の女性などにテレワークを実施させているか。	✓	✓	✓
30	在宅勤務ができない場合、入社時間の調整、シフト時間調整、フレックスタイムなど特定時間に特定場所の集中を防ぐ対策を講じている。		✓	✓

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
31	会議は極力電話やビデオ会議とし、対面会議が必要な場合は健全な距離を確保したうえで、会議室・備品の消毒を開催前後に徹底している。	✓	✓	✓
32	食堂・カフェテリア従業員の頭髪の調整（帽子着用など）及びマスク着用が徹底されている。		✓	✓
33	食堂や更衣室などに間仕切りがない場合、使用時間をずらすことで密集を回避している。		✓	✓
34	社会的なイベント開催を制限している。	✓	✓	✓
35	職場や共有物品の掃除や除菌についてのプロトコルがある。	✓	✓	✓
36	労働者が健全な距離確保の指針を順守しているかを監視・検証するメカニズムがある。	✓	✓	✓
37	ハンドソープに石鹼と水以外の化学物質が混ざっていないことを監視・確認しているか。	✓	✓	✓
38	次亜塩素酸ナトリウム溶液は毎日用意し、他のいかなる化学物質もまぜていない。濃度試験紙がある場合は作成した溶液を保存しておいても良いが、常に10%以上の濃度で保存しておくこと。	✓	✓	✓
39	アルコール60%除菌ジェルはシフトの労働者に十分な量が確保されている。	✓	✓	✓
40	使い捨てペーパータオルは常に使えるようになっている。	✓	✓	✓
41	使用済みのマスクを捨てられるように十分な数のごみ箱を設定している。	✓	✓	✓
42	くしゃみや咳の際のエチケットなどの良好な呼吸器衛生を推進している。	✓	✓	✓
43	労働者に周りに健全な距離が確保できる通勤手段を推奨し、マスク及びゴーグル・フェイスガードの着用を推奨している。	✓	✓	✓
44	自社の通勤バスの場合、労働者の接触を最低限にする措置や労働者乗車前の車両清掃と除菌、乗車時の体温測定と高体温労働者の乗車拒否とその後のフォロー、除菌ジェル提供、乗車中のマスク等の着用義務付けをしている。		✓	✓
45	新型コロナに感染した労働者や家族に感染者が出た労働者を差別しない倫理規範がある。		✓	✓
46	出張の制限についての指針、出張が不可欠な場合の予防措置(事前、出張中、事後)がある。		✓	✓
47	宝飾品、ネクタイの着用はウイルスや細菌の温床になりやすいことを伝えている。	✓	✓	✓
48	労働者間で携帯電話、食器、個人保護器具、文房具などを共有しないという指針がある。	✓	✓	✓
49	職場の同僚との間で1.5m以上の距離を空ける、それができない場合はマスク及び安全眼鏡・フェイスガードなどを着用するという指針がある。	✓	✓	✓
50	手紙、電子媒体、印刷物などにより、手洗いの励行、呼吸器衛生、健全な距離などについての周知徹底がされている。		✓	✓
個人保護器具 (Equipo de Protección Personal)				
51	労働者の就業中の汚染物質との接触リスクに応じて個人保護器具を提供している。	✓	✓	✓
52	職場環境で汚染化学物質に晒されていない間は、労働者にマスクを提供するか、1.5m以上の距離の確保をさせている。	✓	✓	✓
53	1.5mの間隔が確保できない職場では、全ての労働者にマスクとゴーグル、あるいはフェイスガードの着用をさせているか。	✓	✓	✓
54	来客との接触がある労働者には、マスクとゴーグル、あるいはマスクとフェイスガードの着用をさせている（来客との間に間仕切りがあり、1.5メートルの距離が確保されていればゴーグルとフェイスガードは不要）。	✓	✓	✓
55	安全ゴーグルやフェイスガードは十分な視野があり、可能であれば上部と側部が覆われており、くもり止めがしてある。		✓	✓
56	個人保護器具の着脱のために全ての労働者が水と石鹼、使い捨てペーパータオル、除菌ジェル等を使うことができる。	✓	✓	✓
情報・研修 (Información y Capacitación)				
57	病欠勤手続の簡素化と同欠勤を理由とする減給の免除を通じて、症状が現れた労働者が不安なく退勤できるようにする。	✓	✓	✓
58	操業再開に向けた戦略や新常态（ニューノーマル）について、またそれが職場にどのような影響を与えるかについて情報提供をする。	✓	✓	✓
59	COVID-19予防・感染拡大防止策について管理職に対する研修プログラムがある(CLIMSSの教材： https://climss.imss.gob.mx/ が使用可能)。	✓	✓	✓
60	同僚が欠勤した際に普段とは異なる仕事を引き受け、実行するための研修を行っているか、また以下リンクにあるツール・ガイド・アドバイスを最大限活用してテレワークを行う研修をしているか。 https://juntosporeltrabajo.stps.gob.mx	✓		
61	健康習慣、ライフスタイル、家族、COVID-19重症化回避のための生活習慣病コントロール、手洗い、呼吸器衛生、清潔な服装、健全な距離などの研修・情報普及プログラムがある。		✓	✓
62	技術的に可能であれば、これらの研修を遠隔方式で行う。		✓	✓

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
63	対面で研修を行う場合は健全な距離を保ち、入口で除菌ジェルを使用し、研修中のマスク着用の徹底がなされている。	✓	✓	✓
64	本指針の主導的原則、特にCOVID-19感染者や家族に感染者がいる（いた）人を差別しないという考え方を労働者の間に広めている。	✓	✓	✓
健康促進（Promoción de la Salud）				
65	COVID-19のケアに関し、感染が疑わしい労働者や感染が確定した労働者、接触者の扱い、回復後の職場復帰、感染予防促進、重症化する可能性がある労働者のケアと健康状態のフォローなどを含む身体面、精神面の健康促進プログラムがある。	✓	✓	✓
66	職場やコミュニティーにおいてCOVID-19の症状や接触者を特定できる手段がある。	✓	✓	✓
67	COVID-19で重症化しやすい労働者の特定を可能にするツールがある(以下リンクのツールを活用可能, http://www.imss.gob.mx/covid-19/calculadora-complicaciones)	✓	✓	✓
68	COVID-19のケアに関し、従業員に対する身体面・精神面の健康促進プログラムの実施を監督し、評価する計画がある。		✓	✓
69	メンタル不調の労働者を特定し、社内の診療・心理相談サービスを提供しているか。または近隣の診療所の診察を受けさせている。		✓	✓
70	パワハラや精神的負荷、構造的環境など心理社会的リスク要因を特定する指針がある。	✓	✓	✓
71	労働者に社外で医師の診察を受けることに便宜を図っている。	✓		
72	健康上の問題の予防・ケア・管理のための定期的な健康診断を実施している、あるいは労働者に社外で医師の診察を受けることに便宜を図っている。		✓	✓
73	労働者にCOVID-19の症状が現れた場合の対応や、感染が疑わしい労働者、感染が確定した労働者、接触者などの扱い、職場復帰に関するガイドラインを設定している。	✓	✓	✓
74	咳エチケットなど良好な呼吸器衛生に関する促進活動や情報普及を行っている。		✓	✓
経営管理体制（Sistema de Gestión）				
75	経営管理体制の中で衛生危機を、SWOT分析、あるいはその他の分析ツールの中で脅威として認識している。			✓
76	経営管理体制の中に衛生危機に関するリスクの特定と評価が含まれている。			✓
77	責任者、物的資源、財務的資源の割り当てを伴う衛生危機への対応を構造的に行うプロセスがある。			✓
78	事業継続計画（BCP）がある場合、その中で衛生危機への対処が考慮されている。			✓
79	職場のリスクマップの中で生物学的リスクを伴う場所、職種、活動が認識されている。			✓
80	職場の安全・健康診断において、その特性や濃度、水準、露出時間、作用から、職場環境を変容させ、労働者の健康を損なう可能性がある生物学的因子とその発生源についての診断がある。			✓
81	衛生危機に対処する職場の安全健康促進プログラム、あるいは衛生危機の予防・是正のための対策リストがある。			✓
82	特定防災計画(Programa Específico de Protección Civil)の中に衛生危機対策が含まれている。			✓
83	衛生危機の対処を支援する相互扶助グループに加入している。			✓
84	衛生危機の際のコンタクト先も含む、緊急電話番号リストがある。			✓

(注) 零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

(出所) Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades* (2020年5月29日付官報公示)